

# 株式会社グループセブジャパン 修理規約

2017年5月制定

2019年6月改定

株式会社グループセブジャパン

## 第1条 本規約の適用

1. 本規約は、株式会社グループセブジャパン（以下、当社）が提供する修理サービス（以下、本サービス）に適用される条件を定めるものとします。
2. 当社は本規約に従ってお客様に本サービスを提供させていただきますので、あらかじめ本規約にご同意のうえ、本サービスをご利用いただきますようお願いいたします。

## 第2条 本サービスの対象

1. 本サービスの対象となる製品は、当社製品のうち、日本国内で販売された日本国内向けの製品のみを対象とし、かつ電気製品および圧力なべとします。（なべやフライパン、キッチンツール、アクセサリー等は本サービスの対象外となります。）以下、対象製品といいます。
2. 販売店、あるいはその他第三者（以下、販売店等）独自の延長（長期）保証にご加入されている場合は、本サービスの対象外となります。  
当社に本サービスを依頼される前に、販売店等にご相談ください。
3. 本サービスの対象となるお客様は、対象製品をお持ちの日本国内に居住のお客様、あるいは日本国内に一時入国されているお客様（以下、お客様）で、修理品の発送および受取が日本国内で可能なお客様のみとします。

## 第3条 本サービスについて

1. 本サービスの全部、または一部を当社が定めるサービス提供会社に委託する場合があります。サービス提供会社に委託する場合、修理サポートを提供する目的でお客様からご提供いただくお客様に関する情報をサービス提供会社に必要な範囲で開示します。
2. 本サービスとは以下の修理が対象となります。  
お客様が対象製品を当社指定の修理センターまで発送（※）し、修理完了後に当社指定の宅配便業者が修理完了品をお客様にお届け（送料は当社負担）する修理をいいます。（当社修理センターへの電話、または当社ホームページからの修理受付）

※発送にかかる送料はすべての修理対象品に関し、購入後1年間の修理ご依頼につきましては弊社負担（着払いでの発送）、それ以降の修理ご依頼につきましては、お客様のご負担（元払いでの発送）となります。

## 第4条 修理の目的

本サービスはお客様が使用されている対象製品が故障した場合、その機能・性能を修復または維持することを目的に提供いたします。

お客様の利用目的や機能・性能に関する特別のご要望等に合致することを保証するものではありません。

## 第5条 契約の成立

1. 本サービスに関する契約は、お客様が修理を希望される対象製品について、取扱説明書、あるいは当社のホームページ等でご

案内する所定の方法により本サービスをお申込になり、当社が本サービスに必要な情報を確認し、受付を済ませた段階で成立するものとします。

2. 本規約に定める場合の他、お客様のご依頼内容や対象製品の状況等その他の事情により本サービスを提供できない場合があります。
3. 本サービスの受付後、お客様との連絡等の本サービス履行に必要な業務遂行が果たせない場合、受付日を起算日として 30 日経過した時点で受付をキャンセルさせていただきます。

## 第 6 条 修理料金について

1. 本サービスのご利用料金は以下の料金とします。（別途、消費税がかかります。）

2. 修理料金

修理に伴う、修理料 + 部品代の合計で、金額は別途定める当社規定料金を適用します。

- 当社が発行する保証書（以下、当社保証書）が添付され、その規定により保証期間内であることが明確な修理の場合は無料となります。
- 保証期間外、あるいは保証期間内であっても当社保証書が添付されない場合や必要記載事項に不備がある場合（購入日、購入店などの記入漏れ、購入日が客観的に特定できないなど）は有料となります。  
また、保証期間内でも使用上の誤りなどの当社保証書に記載の「保証が適用されない場合」に該当する場合も有料となります。（詳しくは当社保証書の製品保証をご覧ください。）
- 修理のご依頼があり、点検の結果、対象製品に異常がない場合は、当社が別途定める点検の技術料をご負担いただく場合があります。

3. 修理キャンセルについて

- 修理作業着手後のキャンセルはお受けできません。

4. 本サービスご利用料金のお支払い

修理完了後に当社指定の宅配便業者が修理完了品をお客様にお届けする際、代金引換にて修理料金と代引き手数料とを併せてお支払いいただきます。

## 第 7 条 修理の着手について

1. お客様が当社からの見積り連絡を不要とされた場合、またはあらかじめ見積り金額をご指定いただき、見積り金額がご指定の金額以下であることが確認できた場合、当社はあらかじめご連絡することなく修理等に着手いたします。
2. 見積り金額がご指定の金額を超えることが判明した場合、修理料金の見積り金額をご案内いたしますので、当該金額での本サービスの提供を希望されるか否かをお知らせください。
3. お客様が当該金額での本サービスの提供を希望されない場合は本サービスのご依頼をキャンセルしたものと、製品はお客様に返送されます（送料は当社負担）。

## 第 8 条 代替製品の提供について

お客様より対象製品をお預かりしている間の代替製品や貸出機などの提供は本サービスには含まれず、当社はお客様に対して、これらの製品の提供の義務を負いません。

## 第 9 条 修理部品の取り扱い

1. 本サービスを長期かつ安定して提供し、また、環境保護等を推進するため、当社の判断により修理の際に再生部品または代替部品を使用することがあります。
2. 部品共用化のため一部予告なしに仕様や外観色を変更することがあります。

3. 本サービスの提供による部品交換の際に取りはずした部品の所有権は弊社に所属し、当社の判断により再生、利用または廃棄等を行ないます。

## 第 10 条 部品保有期間

当社では対象製品の補修用部品（製品の機能を維持するために必要な部品）の保有期間を定めています。

この補修用部品の保有期間を本サービスの提供可能な期間とさせていただきます。※製品、部品は予告なく仕様が変更になる場合がございますのであらかじめご了承ください。

## 第 11 条 修理品の保管期間

お客様からお預かりした対象製品の修理が完了した場合、対象製品を未修理で返却する場合、その他お客様に対象製品をお返し可能な日程をお知らせしている場合に、当社が当該対象製品をお預かりした日を起算日として 90 日経過した時点でお客様が対象製品をお受け取りにならない場合、お客様は当該対象製品の所有権を放棄したものと判断し、当社にて処分できるものとします。

## 第 12 条 修理保証について

1. 当社が修理を完了した日から 3 ヶ月以内に同一症状、かつ同一箇所（同一部品）の故障が発生した場合、当該再修理料金は無料となります。  
なお、再修理扱いになるか否かは当社にて判断させていただきます。
2. 前項の期間内であっても、使用上の誤りなどの当社保証書に記載の「保証が適用されない場合」に該当する場合は有料となります。（詳しくは当社保証書の製品保証をご覧ください。）

## 第 13 条 連絡先の変更

1. 転居などにより、お客様の住所、電話番号・電子メールアドレス等の連絡先等が本サービスの提供が完了する前に変更になる場合、速やかに当社へご連絡をお願いいたします。
2. 当社は送付した郵便、その他配送物が宛先不明等により不着となった場合であっても、お客様からご連絡いただいた住所宛に送付したことをもって、到達したものと扱わせていただきます。

## 第 14 条 その他

1. 修理内容によっては、お客様がされた各種設定が工場出荷時の状態に戻る場合がございます。
2. 火災・落下・冠水その他の事情で、損傷の激しい故障については、修理不可能の場合があります。
3. 輸送時の注意事項
  - 1) 水や調理物を扱う修理品においては、お客様の責任で水や調理物を取り出していただきますようお願いいたします。
  - 2) 残留していた水や調理物に起因する輸送中の故障については一切の責任を負うことはできません。
  - 3) 修理完了品のご返却日および時間についての指定はできません。
4. 部品の欠品等（または部品の廃盤）により修理不可能の場合がございます。

## 第 15 条 個人情報の取り扱い

当社はおお客様からご提供（登録）いただいたお客様の氏名、住所などの個人情報（以下、個人情報）を当社ホームページ上に掲載する当社の個人情報保護方針にしたがい適切に取り扱うものとします。

また、個人情報は本サービス提供の目的のために、宅配便業者、サービス提供会社に提供するものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。

なお、14才までのお客様は、保護者の方（親権者）から同意を得たうえで、個人情報のご提供をお願いします。

## 第16条 損害賠償

1. 当社が本サービスの提供について負う責任は、当社の故意・重過失を除き本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情からお客様に生じた損害、逸失利益、第三者からの損害賠償請求、その他対象製品の故障、不具合などにより当該対象製品を使用できなかったことによる損害については、当社では一切責任を負いません。
2. 本サービスの提供に関し、当社がお客様に損害賠償責任を負う場合であっても、当社の故意、または重過失による場合を除き、当社の責任は当該対象製品の価値に相当する額を上限とします。

なお、当該対象製品の価値とは減価償却後の残存価値、または損害発生時の同等製品の実売価格を基準として算出するものとします。

## 第17条 反社会的勢力等の排除

お客様が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、暴対法といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人）であることが判明した場合は、当社にかかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何等の催告を要することなく、本サービスに関する契約の全部または一部を解除できるものとします。

## 第18条 本規約について

1. 本規約は、日本国内においてのみ有効です。  
また本規約により、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。  
本規約に定めのない事項については、別途協議の上これを決定するものとします。
2. 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

## 第19条 規約の変更

1. 当社の判断で本規約を変更させていただくことがあります。お客様は修理依頼の都度本規約をご確認ください。  
ご依頼の時点の規約が適用となりますので、本サービスをご依頼いただく場合は、必ずその時点で適用される本規約を事前にご確認ください。
2. 本規約の変更後においても、本規約の変更前にご依頼いただいた本サービスの提供については、変更前の本規約が適用されます。